九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

アメリカの懲罰的損害賠償判決と国際民事訴訟法上の若干の問題について : ドイツ・スイスにおける最近の状況を手がかりとして

河野, 俊行
九州大学法学部助教授

https://doi.org/10.15017/1954

出版情報：法政研究. 58 (4), pp.295-321, 1992-03-26. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

アメリカの懲罰的損害賠償判決と国際民事訴訟法上の若干の問題について

――ドイツ・スイスにおける最近の状況を手がかりとして――

河野俊行

一　懲罰的損害賠償判決とドイツにおける司法共助
二　懲罰的損害賠償判決のドイツ・スイスにおける承認可能性
三　懲罰的損害賠償判決と日本法

いわゆる懲罰的損害賠償はコモンロー諸国特有の法制度の一つとして、大陸法諸国では少なからずショッキングな制度であるように思われている。特にこれを「加害者に対する懲罰及び一般的抑止効果を目的として、通常の塡補損害賠償のほかに認められる」[1]ものと解するときには、大陸法の損害賠償制度にのみ慣れ親しんだ法律家にとってはにわかに受け入れ難い制度に映ることとなる。従ってたとえばドイツでもこの制度とドイツ法上の基本原則が衝突する

ように思われ、そこから生じる問題について議論が積み重ねられつつある。本稿は最近のドイツ国際民事訴訟法における懲罰的損害賠償に関する議論及び判例を、スイスの状況にも目配りしながら紹介し、日本法のあり方も考察することを目的とするものである。

一　アメリカの懲罰的損害賠償制度とドイツにおける司法共助

まず最初にとりあげるのは、懲罰的損害賠償を求める訴訟がアメリカで提起された場合に、この訴訟のために為されるべき司法共助を、当該手続きが懲罰的損害賠償に関する手続きであることを理由として、ドイツが拒否することができるか否かという問題である。

(1)　送達に関して、ホルマンは懲罰的損害賠償、三倍額賠償はその制裁的性格の故に、ハーグ送達条約が前提にしている「民事判決」でも「商事判決」でもないから送達条約は適用されず、これらの賠償のみを目的としている訴えの送達は行政訴訟と同じく拒否すべきであるとしていた。(2)

しかし最近、ミュンヘン上級裁判所の一九八九年五月九日決定が、バイエルン州法務省の送達拒否処分を取り消している。(3) この決定は懲罰的損害賠償に関するドイツ最初の公表判例である。

事案は、アメリカに本拠を有する保険会社がミュンヘンの保険会社と再保険契約を締結し、この契約に基づく保険金支払いと「悪意かつ故意による遅滞」を理由とする懲罰的損害賠償をアメリカで訴求し、その訴状の送達がハーグ送達条約に基づいてバイエルン法務省に嘱託されたところ、同法務省はその送達を拒否した、というものである。こ

の拒否処分の適法性が争われ、ミュンヘン上級裁判所は以下のような骨子の決定を下し、拒否処分を違法とした。

① 懲罰的損害賠償請求権が懲罰的威嚇的色彩を色濃く帯びているとしても、なお民事法上の請求権として位置づけられるべきであり、その根拠としては、(a)ここで問題になっているのは、行使するか否かはその所有者の自由に委ねられている個人の請求権であること、(b)認容された賠償額は全額被害者に支払われること、(c)懲罰的損害賠償が言い渡されたとしても犯罪の前科として記録に残るわけではないこと、が挙げられる。

② バイエルン州法務省は、送達条約一三条にいう「主権または安全」が害されない限り、嘱託された送達をする義務を負うが、この一三条の例外は「自由で民主主義的な法治国家の原則」を損なう様な結果になる例外的な場合であるから本件の場合はこれに当たらない。

③ ドイツ法にも懲罰的損害賠償制度と似た制度があるので、この制度を認めたとしても私人による刑罰権の濫用になるという心配はない。たとえば違約罰（ドイツ民法三三九条以下）や慰謝料の満足的機能（BGHZ18, 149）、著作権侵害の場合の追加払い（BGH, GRUR1973, 380）が類似の制度である。

④ 懲罰的損害賠償の額が高額であるとしても以上の理解に影響を与えるものではない。

この決定は好評をもって迎えられ、特に送達条約一三条の例外を民法施行法三八条や民訴法三二八条一項四号の公序よりも厳格に解したことは歓迎されている。[4] ただしグレガーは、当該決定が懲罰的損害賠償はおよそ刑罰的機能を持たないとしたことに対しては反対で、場合によっては懲罰的損害賠償はもっぱら制裁的機能を持つとしか評価できない場合もあり、そのような場合には送達は拒否すべきであるとしている。[5]

(2) ドイツは一九五四年のハーグ民訴条約及び一九六五年のハーグ送達条約のほかに一九七〇年のハーグ証拠収集条約も批准しているためアメリカとの関係では、送達と証拠収集の両面で司法共助が問題になりうるが、証拠収集に関

しては、前掲ホルマンが、懲罰的損害賠償のための証拠収集は「民事」でも「商事」でもないから証拠収集条約の適用対象にならないとし、しかも送達に比べて拒否できる範囲は広いとしていた。つまり塡補的損害賠償と懲罰的損害賠償が並んで請求されている手続きのための司法共助であっても拒否できるとしていた。[6] しかし判例には懲罰的損害賠償手続きであることを直接の理由としたものはなく、バイエルン法務省がプリ・トライアル・ディスカヴァリーによる証拠収集であるとして司法共助を拒否した処分を正当とした決定が一九八〇年にミュンヘン上級裁判所によって下されているにすぎない。この決定を契機としてプリ・トライアル・ディスカヴァリーに関する議論がドイツで展開されるようになるのだが、これについては本稿ではこれ以上立ち入らず、別稿でとり扱いたい。[7]

二　懲罰的損害賠償判決のドイツ・スイスにおける承認可能性

懲罰的損害賠償判決の承認問題はこれまでもドイツでは議論されてきたが、最近その承認可能性を肯定しようとする見解が現れ初め、またスイス及びドイツで積極説に影響されたとも考えられる判例が出されたこともあって、積極説が有力になりつつあるように思われる。以下では従来の議論を整理し、その際懲罰的損害賠償判決について出されたスイス及びドイツの判例を紹介することにする。[8]

(一)　消　極　説

(1)　グライス[9]は三倍額賠償を言い渡した判決につき、かりにこれを刑事判決であるとは評価しないにしても、この制度はドイツ法にとって非常に異質であり、したがって公序に触れ執行することはできない、とする。

(2) ヘキスト[10]は、米独損害賠償責任法間に填補的機能、満足的機能といった共通点はあるものの、懲罰的損害賠償が民事法的性格と刑事法的性格をあわせ持つのに対し、ドイツ法上は慰謝料に一般予防的観点も処罰的観点も認めない。財産的損害及び非財産的損害の賠償を越える損害賠償はドイツの法治国家的基本原則とあいいれない、とする。

(3) シュッツェ[11]は次のように述べている。すなわち、ドイツ民事訴訟法は承認する外国判決として民事または商事判決を前提としているが、ここに言う「民事」及び「商事」の概念は判決国法及び承認国法両者によって二重に法性決定されなければならない。従って懲罰的損害賠償がドイツ法からみて刑罰的性格を有するとされれば、それだけで承認されないことになる。懲罰的損害賠償は元来複数の機能を有していたが、そのうち非財産的損害の賠償機能は今や填補的損害賠償の中でもみとめられるようになったことから、また人格権侵害が判例によって認められるようになったことからその存在意義を失った。また懲罰的損害賠償は訴訟費用を補填する機能を有しているが、このことは懲罰的損害賠償請求に成功した原告は自分の訴訟費用を負担せずにすむが、懲罰的損害賠償請求を退けることに成功した被告は自ら訴訟費用を支払わねばならない結果になり妥当でない。むしろ懲罰的損害賠償には贖罪・威嚇機能が前面に出ているので、もはや「民事」判決とは言えず、承認することはできない。マルティニー[12]は懲罰的損害賠償の目的に応じて取り扱いを区別すべき旨を主張するが、懲罰的損害賠償を認めた陪審の動機を調査することは不可能である。さらに、ドイツ民法二四九条が損害賠償に当たって現状回復を原則としている趣旨は、損害賠償請求権者が損害賠償によって利得することを許さない趣旨である。それゆえ（改正前）民法施行法一二条も設けられた。この規定はドイツ裁判官の外国準拠法適用を制限するだけではなく、ドイツ法上の請求権を超える請求権を認める外国判決の承認も制限する。懲罰的損害賠償の場合、現実に被った損害に対応しない給付が命じられるわけだが、これは（改正前）民法施行法一二条からは独立の、そしてそれを越えたドイツの公序に反するわけである。もっとも判決が填補的損害賠

償と懲罰的損害賠償からなる場合は前者のみを承認することができる、と。

(4)　エーベンロートによると[13]懲罰的損害賠償及びその他の責任範囲を拡張する制度に基づく損害賠償判決も、ドイツ損害賠償法上の金額規模の損害賠償を言い渡すにとどまり、責任を問われる者の責任範囲を拡張しないのであれば承認される。というのも損害賠償は現状回復を原則とするというのがドイツ法の基本観念であるからである。シュティーフェル＝シュトゥルナー[14]はドイツ民法八三〇条、八四七条を引いて、ドイツ法上も慰謝料の満足的機能や因果関係の推定が存在するとするが、これは例外規定を不当に広く拡大解釈するものである。かかる判決を承認すると予見可能性がなくなるためリスクを保険によって分散することが困難になる、とする。

(5)　以上の見解は、懲罰的損害賠償の非民事的性格（シュッツェ、ヘキスト）、あるいはドイツ損害賠償法上の現状回復原則との抵触（エーベンロート）、あるいは受け入れ難い異質性を理由とする公序違反（グライス）を強調して、懲罰的損害賠償として言い渡された部分の承認を全面的に否定するものであるが、。これらの見解と同様の見解をとった判決が一九八二年にスイスのザルゲンで言い渡されている。これはアメリカの懲罰的損害賠償判決執行が求められた事案で、その執行を拒否したものである。これは判例集には登載されていないが、それを詳しく引用した論文があるのでそれをもとに紹介することにする。[15]

事案は以下のとおりである。被告（複数のアメリカ企業及び二名のドイツ人）が、テキサス州で、テキサス州における土地の売却に関して被告が不実表示をしたことを理由として、原告（複数のドイツ人）に損害賠償を支払うよう命じられた。その際テキサス州裁判所は実際に被った損害額に、「懲罰的損害賠償」としてその二倍額を付け加えた。原告は売買代金の残額を支払って土地を取得し、保有している。その間に被告の一人はその夫と共にスイスに住所を

持つに至ったから、原告のうちの二名が確定したテキサス判決の全額の執行を求めた、というのが本件の事案である。

ザルゲン裁判所は、以下のように述べて本件テキサス判決はスイスの公序に反するとした。すなわち、当該判決は民事判決であるが、三倍の額になった損害賠償は、非財産的損害の補償という目的と並んで加害者の処罰と第三者による類似行為の防止という目的をもち、後者の機能は刑事的性格を有している。スイス法も損害賠償に財産的損害補塡のほかに満足的機能も認めてはいるが、これは厳格な要件を満たした場合に限定されており（スイス債務法四七条、四九条）、またスイス損害賠償法の原則によると、賠償義務は実質的に発生した損害の塡補に限定され、被害者が損害賠償によって利得することは許されない。刑事的性格の色濃い本件テキサス判決はこの原則に反する、と。

この判決を評釈したドロルスハンマー＝シェーラーは、特に懲罰的損害賠償の処罰的機能とスイス法上知られている満足的機能は本質的に異なり、後者は人格権侵害の場合にしか認められないこと、テキサス判決が賠償額を詳しい説明なしに拡大したことは損害賠償による利得を許さないスイス法の原則に反すること、を強調して判決の結論に賛成する。[16] もっとも外国判決中、確認された損害と懲罰的損害賠償が区別されていれば、前者の部分だけの執行を命じることは可能であるとする。[17]

(6) さらに最近ドイツでこれと結論的に似た立場をとったとみてよい判決が下されている。それはベルリン地方裁判所の一九八九年六月一三日判決であって、製造物責任を理由とするアメリカ損害賠償判決の承認が問題となったドイツ最初の判決である。[18] もっとも本件で承認が求められたアメリカ判決には懲罰的損害賠償は含まれていなかったが、これは製造物責任訴訟における判決であったから懲罰的損害賠償が認められても不思議ではない事案であった。すなわち、被告であるドイツ会社は機械を製造して、アメリカに輸出していたところ、それを用いてアメリカで仕事をしていた原告が負傷した。原告は被告製造の機械が統一商法典に規定されている implied warranty of merchantability

の最低限度の要求を満たしていないことを理由とした慰謝料と生計能力減縮に対する賠償を請求し、マサチューセッツ州の第一審裁判所で二七万五千ドルの支払い及び訴えが提起された一九七八年以降の利子支払い（結局四八万ドル余りになる）を命じる判決を得た。この第一審判決は控訴審によっても支持されている。

ベルリン地方裁判所は以下のように判示してこの判決の承認を拒否した。すなわち、判決裁判所の裁判管轄権、米独両国間の相互の保証はいずれも肯定され、また民法施行法三八条は外国判決承認の場合には考慮されるべきではないからこれらの点では問題ないが、本件判決は以下の点からみて民事訴訟法三二八条一項四号の公序要件に触れる、というのである。第一に（それだけで公序違反にはならないものの）第一審判決は判決理由を明記していないし、第二審判決でも被告側のミスがどの様に確認されたのか、双方に落度がある場合にどの様な事情が考慮されたのかにつき何の言及もなく、賠償額についても触れるところが無い。第二にアメリカでは、通常の消費者が期待してもよい程度の確実性がないのに製品がつくられた場合あるいは製造者は一層安全な構造をとりえたのにそれを採用しなかった場合に、それだけで製造物責任が肯定されるが、これでは原因が確定されないから、ドイツの公序に反する、第三に一九七八年以降の利子支払いを認め、それに遅延利息を加えることは民法二八九条に反する。第四に二七万五千ドルという額はドイツ国内の同様の事案で言い渡されるべき損害賠償額を大幅に上回る。第五に原告のこの機械を使った労働での熟練度等原告側の事情がほとんど考慮されていない、第六に（それ自体は公序違反ではないが）プリ・トライアル・ディスカヴァリーも利用されている。これらの事情を総合的に勘案すると当該判決は公序違反であり、本件訴えは棄却されるべきである。承認可能な部分だけを認める旨主張する見解もあるが、これでは外国判決をドイツ法に服従せしめることになるから適切ではない、と。

この判決は、公序の検討について示した理由及び結論部分、とりわけ当該アメリカ第一審判決が判決理由を詳しく述べていないとした点が批判されている。すなわちこの判決を評釈したツェコル[19]によると、実はこの点こそが陪審裁

判の特徴なのであり、判決文中で責任根拠と額の確認しかしない判決も希ではなく、ドイツ式の判決理由と同様のものを求めることにはそもそも無理がある。そして陪審の大きなミスは第一審の裁判官によって訂正されるし、また当事者は第一審のトライアルの逐語的な記録を閲覧できるので事実認定の誤りや裁量範囲の逸脱等は控訴審で訂正できるので、かかる判決の承認可能性には影響しないし、厳密にドイツ式判決理由を要求することは実質的再審査に触れる。また第二審が触れていないとされる点も、これら事実問題は陪審の管轄事項であり、第二審で常に包括的に吟味検討されうるものではない、とするのである。そのほか、製造物責任根拠がアメリカ法上は緩かすぎるとされた点については、判決当時製造物責任に関するＥＣ指令がすでに出されていたから米独両国間での食い違いは無いと考えるべきであったこと、損害賠償額が高額すぎるとした点については、本件で問題になっているのは現実に被った損害及び継続的損害の賠償塡補のための請求権であり、これを承認することは完全賠償を原則とするドイツの正義観と合致する、と批判されている。そしてベルリン地方裁判所が実質的再審査禁止原則をよりどころに一部承認を否定したことに対しては、承認の全面的拒否こそ外国判決に対するより重大な介入であるとされる。

(二) 積極説

上記のベルリン地方裁判所判決の判例批評がすでに示唆しているように、アメリカの損害賠償判決を全面的に承認拒否することはかえって実質的再審査禁止原則に抵触し、むしろ懲罰的損害賠償であっても承認することは可能であるとの見解が主張され、徐々に指示を集めつつある状況にある。

(1) グラーフ・フォン・ヴェストファーレン[20]は懲罰的損害賠償判決の承認可能性を早くから主張していた論者の一人である。彼は製造物責任事件において言い渡される懲罰的損害賠償判決承認にあたって（改正前）民法施行法一二条

（現行法三六条）の公序がどの様に作用するのか、という問題を設定した上で、懲罰的損害賠償は加害者の非難に値する態度に対して加えられるものではあるが、事案によってはむしろ塡補的機能、とくに弁護士費用補塡的機能が重要な意味を持つ、とする。そこで製造物責任事件につき懲罰的損害賠償を言い渡したアメリカの七判決[21]を分析検討し、このことを確認する。

さらにドイツ民法八四七条による慰謝料には損害補塡的機能と満足的機能[22]が分かちがたく同居しているから、この満足的機能によってドイツ法上の慰謝料は懲罰的損害賠償と類似性がある。またドイツでは勝訴した原告は被告に対して常に民事訴訟法九一条によって弁護士費用を請求できるのに対して、アメリカでは懲罰的損害賠償の要件となる行為を立証できなければ、原告が負担しなければならないことになり、その点でドイツ法の構造の方が有利になっているから、懲罰的損害賠償請求権が肯定されて初めて両法が等しくなる。つまり懲罰的損害賠償もドイツ法にとって異質なものとはいえないから（改正前）民法施行法一二条は適用されるべきではない、とするのである。

彼の見解に対しては、フォン・フュルセンが、グラーフ・ヴェストファーレンの立場をとると、何百万ドルにも及ぶ懲罰的損害賠償全額を慰謝料として承認しなければならなくなるが、アメリカ法上別に“pain and suffering”のための賠償制度があること、さらに陪審は原告に訴訟費用請求権がないことをおりこんで仮に懲罰的損害賠償が認められなくても高額の賠償を言渡すことが多いことを指摘して、批判的立場を表明している[23]。

(2)　さらに、懲罰的損害賠償判決の一部承認を肯定する見解の必読文献的地位を占めるものとしてシュティーフェル＝シュトゥルナーの論稿がある[24]。その骨子は以下のとおりである。

①　民法施行法三八条と民事訴訟法三二八条一項四号との関係は以下のように解すべきである。すなわち外国判決を承認しそれに従う場合は自ら外国法を適用する場合よりも国際的考慮や礼譲がより大きい役割を果たすから、外国

判決承認の際の公序によるコントロールはより制限的なものでなければならない。承認の際の公序によるコントロールを非常に厳格にすると民事訴訟法三二八条一項一号で外国の裁判管轄権を認めたことと矛盾する。またEC諸国の判決とそれ以外の国の判決を区別することは差別であるとの非難を招来し、自由貿易の原則に適合しない。しかし民法施行法三八条が民事訴訟法三二八条の公序解釈に一切影響しないという必要もない。外国の民事責任の受容可能性と計算可能性を確保するという民法施行法三八条の目的は民事訴訟法三二八条の公序の枠内でも考慮されるべきである。よって民事訴訟法三二八条一項四号の公序によるコントロールは緩やかなものとし、民法施行法三八条はその一徴表であると考えるべきである。

② 懲罰的損害賠償は国家ではなく私人に対して支払われるものであるから、これを言い渡す判決は民事判決である。

③ 右のような公序によるコントロールを考える際、財産的損害と非財産的損害をひとくくりにして損害賠償全てに通じる原則を考えるのは困難である。米独両国の損害賠償概念はきちんと対応しておらず、また陪審が懲罰的損害賠償に如何なる機能を与えようとしたのかが不明なこともある。それゆえドイツ法を出発点として財産的損害、非財産的損害及び訴訟費用に分けて、それぞれについて公序によるコントロールの受容限度を確定することが現実的である。

④ まず財産的損害の場合、ドイツ損害賠償法の基本は塡補的機能であり、予防的機能は副次的機能に過ぎない。他方相当性の原則、比例原則が妥当するので緩やかな要件の元に高額の損害賠償を言い渡す判決（例えば strict tort liability）はすべて承認できないこともあり、ドイツの賠償額の二倍を限度とすべきであろう。

⑤ 第二に非財産的損害については、懲罰的損害賠償が客観的にみて非財産的損害をカバーしている場合、たとえば精神的損害が他の損害賠償では十分に補償されていないか考慮されていない場合あるいは事務処理を不当に遅滞させた場合のように、非財産的損害を財産的損害とは独立に賠償すべき場合には懲罰的損害賠償判決も承認可能であ

る。しかしここでも相当性の原則がはたらくのでドイツの賠償額の二倍が限度であろう。不当遅滞の場合は損害額の一割から二割をみればよかろう。

⑥ 第三に訴訟費用については、ドイツでは訴額が上がるにつれて弁護士費用の割合は低くなる（一二〇〇マルクなら約二〇パーセント、一〇万マルクなら五パーセント、一〇〇万マルクなら一・七パーセント）のが原則である。連邦通常裁判所は、外国法によって成功報酬を取り決めること自体は公序には反しないが（改正前民法施行法三〇条、改正後六条）、九万マルクの訴額に三五パーセントと取り決めた成功報酬率を二〇パーセントに減縮した。それでもドイツの弁護士費用であれば約五千マルクであったところが、この事案では約一万八千マルクになった。(BGHZ 44, 183ff.)。懲罰的損害賠償の場合成功報酬がその中に含まれていることがあるので公序のコントロールは緩やかにし、訴額の大きさに応じて少額なら三〇パーセント、高額なら一〇パーセント、中間なら二〇パーセントは認めてよい。

⑦ 慰謝料についても以上と同じ手順で限度を確定すればよい。

⑧ 経済法違反に基づく処罰的性格の損害賠償は、塡補、損害の総計、利得の保持阻止といった機能を超える機能を果たす場合は、ドイツの公序とは相いれない。

⑨ 懲罰的損害賠償の一部承認は可能であり、実質的再審査禁止原則に触れるものでもない。一部承認は申し立てによってもまた職権でも可能である。

(3) マルティニー[25]も不明確ながら一部承認を肯定するように思われる。すなわち、まず独占禁止法事件における三倍額賠償については、アメリカでは、私人に対して支払われるものであるのでかかる賠償を言い渡す判決も民事判決と考えられているが、この制度は賠償額の引き上げによって公正な競争を促進するという公法的利益に基づいており、

またこの手続き自体が通常は行政訴訟・刑事訴訟と密接に関連し合うので民事上の効果と国家による強制の区別が困難ゆえ、結局承認は難しい、とする。しかし他方フランス法上の刑罰的要素を持つ損害賠償判決（resistance abusive に基づく損害賠償）を、私人に支払われるものであるからという理由で承認したイギリス判決を正当としている。さらに懲罰的損害賠償については、この制度が塡補的機能、満足的機能、処罰的機能、一般予防的機能等をあわせ持つことを認めた上で、承認を求められた懲罰的損害賠償の目的如何によって承認の可否を決定すべしとする。それゆえ例えばこれ以外の方法ではカバーされないような費用補塡を目的にしている場合は、訴訟費用規則と等価値のものであるから承認可能である、とする。なお非財産的損害に対して法外な額の損害賠償が言い渡されたとしても、生命・身体がドイツ国内より金銭的に高く評価されることは耐え難いことではないし[26]、ドイツより高い訴訟費用支払いが言い渡されたとしても公序に違反するものでもない、とする[27]。

(4) ベーマー[28]も全部を承認するかしないかという発想ではなく、請求権を耐えうる限度に減額して一部承認すべきであるとする。もっとも判決中で塡補的損害賠償に当たる部分と懲罰的損害賠償に当たる部分が示されていない場合には一部承認はできない。その結果訴えは棄却されざるを得ず、ドイツで新たな訴えを提起する可能性しかないことになる、とする。前述消極説のシュッツェの立場が、懲罰的損害賠償として言い渡された部分の承認可能性をおよそ認めないのに対し、懲罰的損害賠償部分が明示されている限り、その部分の一部承認を認める点が異なる。

(5) ジーア[29]も一部承認を認める立場をとっている。彼によると懲罰的損害賠償は原告に対して支払われるものであるから民事判決として承認の対象になる。ところで大陸法は損害賠償法の柔軟性の乏しさを損害概念を拡大することによって対処してきたが、このことによって大陸法とコモンロー間の損害概念にずれが生じ、その結果一定の損害につ

いてはコモンロー上の填補的損害賠償による賠償が大陸法による損害賠償ほど簡単ではない、という事態が生まれるにいたった。また侵害不当利得返還請求権は大陸法では不当利得法で処理できるが、コモンローでは不当利得法が不十分なためこの機能を懲罰的損害賠償が担わざるを得ない。これらの事情から懲罰的損害賠償が常に大陸法諸国の裁判所では受け入れられないと考えるべきではない。事案によっては填補的機能、たとえば非財産的損害賠償、不当利得返還請求権、原告の訴訟費用カバーといった機能も果たしうるのであり、かかる機能を果たさない部分の判決承認を拒否すれば足りる、とする。

(6) ガイマーは、ツェラー「民事訴訟法」一六版で、ドイツからみて耐えうる部分に減縮して承認する可能性に言及しているが、一五版には見られなかった記述であるので彼が少なくとも一部承認の可能性に注目していることは肯定してよかろう。[30]

(7) 判例としては、一九八九年にスイスのバーゼルでアメリカの懲罰的損害賠償判決が承認されている。[31] 事案は以下のとおりであった。スイス会社Tとカリフォルニアに本拠をおくアメリカ会社Sは、米軍軍人の家財道具のアメリカとイギリス間の運送契約を結び、準拠法としてイギリス法を合意した。Sはそのためにコンテナを提供した。一九八〇年に両者間に紛争が発生し、TはSに対して七万ドル余りの運送代金の支払いを求めてカリフォルニアで提訴し、他方SはTが不当にコンテナを横領したとして損害賠償と懲罰的損害賠償を求めて反訴を提起し、Sは損害賠償として約一二万ドル、懲罰的損害賠償として五万ドルを言い渡す判決を得た。Tは自己の運送代金債務を差し引いた残り約一〇万ドルを支払わなかったので、Sがアメリカ判決の承認執行を求めたのが本件である。

バーゼル民事裁判所は本件懲罰的損害賠償判決を承認可能であるとした。その判決理由の骨子は以下のとおりであ

る。すなわち、

① 承認の対象となる「民事」判決であるか否かはスイス法によって決まるが、その際私法上の請求権を担保するために用いられる私法上の罰は、国家の刑罰権に基づく刑法上の罰と区別されなければならず、かかる私法上の罰を言い渡す判決はスイス執行法上は「民事」判決である。懲罰的損害賠償によって不当利得が調整されると同時に、加害者及び第三者の同様の行為は抑制されるが、国家の刑罰権が行使されるのではないから、懲罰的損害賠償を言い渡す判決は承認執行の対象となりうる。

② そこで検討すべきは、本件判決がスイス公序に反するか否かであるが、本件の懲罰的損害賠償には被告の不当な利得をとりあげる機能と、原告の権利を無視するような被告の行為を抑圧する機能があるが、前者がより重要である。この懲罰的損害賠償は、独占禁止法や製造物責任法でみられる処罰的性格が色濃くでた懲罰的損害賠償とは区別されなければならない。

③ 外国判決承認執行手続きでは公序はより慎重に適用されなければならないから、（競争制限や製造物責任に関する準拠外国法適用にあたって、スイス法上の損害賠償を超える給付を認めないとする）国際私法典一三五条二項、一三七条二項の類推適用は許されない。

④ 本件の懲罰的損害賠償は利得を許さないとする機能を有しているがこれはスイス法にも異質ではなく（スイス債務法四二三条）、また処罰的機能も違約罰などを通じてスイス法にも知られていることからスイスの公序に反しない。

この判決は控訴審でも支持され、被告が上告したが、上告審は、外国判決の承認執行に関する争訟は上告によって争える民事訴訟ではなく、また本件上告を抗告に転換することもできない、として申し立てを退けている。

ごく最近ジーアも懲罰的損害賠償判決の一部承認を肯定する見解を明らかにしたが、その中で彼はこの判例に触れ、

懲罰的賠償と違約罰を同視した点があまり説得的ではないこと、つまり一方当事者の申し立てに応じて裁判所が一方的に言い渡すものと当事者が合意したものを同列におくことはできないということ、また本件判決は懲罰的損害賠償判決を全面的に承認したものの、賠償額が本件では低かったし、バーゼル民事裁判所自体が本件で問題になった懲罰的損害賠償は「塡補的」性格を有すると性質決定したので、あまり過大に評価することはできず、実損害を大きく上回る外国損害賠償判決の場合は異なった判断になるであろう、とする。[32]

(8)　さらに最近一九九一年五月二八日のデュッセルドルフ上級裁判所判決[33]は、懲罰的損害賠償の一部承認をドイツ判例としては初めて肯定し、しかも前掲シュティーフェル＝シュトゥルナー論文に影響されたと考えられる結論を示した点で注目される。その事案は次のとおりであった。原告はアメリカ人、被告は米独二重国籍者で、その主たる財産をドイツに保有し、一九八四年にアメリカを離れ現在はドイツに居住している。被告は当時まだ一四才に満たない未成年者であった原告と性的交渉をもったため、刑事事件で有罪判決を受けるともにカリフォルニアで損害賠償を命じる判決を言い渡されたのであった。その額は七五万二六〇ドルだが、その内訳は治療費用二六〇ドル、将来の医療に要する費用一〇万ドル、当面必要な宿泊費用五万ドル、精神的苦痛の賠償として二〇万ドル、懲罰的賠償として四〇万ドルというものであった。このうち四〇パーセントは弁護士に支払われること及びカリフォルニア法により年一〇パーセントの利息支払いも命じられた。

この判決の承認執行が求められたのに対し、デュッセルドルフ上級裁判所は額を減縮して承認した。判決理由の中核部分の骨子は以下のとおりである。すなわち、

①　民事訴訟法三二八条一項四号の公序は民法施行法三八条の公序とは関係なく判断されるべきであるが、本件カリフォルニア判決が言い渡した額はこの民事訴訟法三二八条一項四号のドイツ公序に反する。ただ将来の医療に要す

る費用一〇万ドル、当面必要な宿泊費用五万ドルを認めた部分は問題ない。

② しかしそれを除いた後二者の賠償額は高額すぎてそのままでは執行可能とはいえない。

③ 懲罰的損害賠償は民事法上の損害賠償であって刑罰ではない。

④ カリフォルニア裁判所が基礎にした事実、つまり原告は被告の行為によって社会的心理的成長を阻害され、その結果家出を試み、自動車を盗み、逮捕された、といった事実及び被告の行為の重大さを考慮しても、ドイツ国内事件でなら慰謝料として三万ドル以上は認められないと思われるが、本件の場合、耐え難いと思われる限界は一二万ドルである。

⑤ アメリカ法上原告の弁護士費用は被告によって支払われるのではなく判決中の損害額に組み入れて計算されるから、懲罰的損害賠償がかかる機能を果している限り公序違反にはならない。成功報酬が取り決められること自体は問題ないが、その額がドイツの基本的法的理解に反するものであってはならない。当裁判所は二五パーセントの報酬なら認めうると考える。

⑥ 外国判決中分離可能な部分が理由有りとされる場合にもなお承認を全面的に拒むことは、かえって「実質的再審査」禁止の趣旨に抵触する。

⑦ 以上の考慮から、治療費用二六〇ドル、将来の医療に要する費用一〇万ドル、将来の宿泊費用五万ドルのほかに非財産的損害賠償として七万ドル、懲罰的損害賠償のうち承認可能な部分として二五パーセントの弁護士費用、計二七万二六〇ドルを承認する。

なお仲裁判断中の懲罰的損害賠償の言い渡しを許したアメリカ判例があり、かかる仲裁判断の承認可能性が近い将来ドイツにおける新たな論点として登場してくるように思われる。[34]

三　懲罰的損害賠償判決と日本法

我が国では、懲罰的損害賠償に関する司法共助については全くといっていいほど議論されていない。また懲罰的損害賠償判決の承認執行をめぐる議論もこれまであまりなされていなかったといえるが[35]、あるアメリカ判決のうち懲罰的損害賠償として言い渡された部分の承認を全面的に拒否した平成三年二月一八日の東京地方裁判所判決[36]を契機として議論が活発になったようである。学説としては、懲罰的損害賠償判決が外国判決承認制度の対象となる民事判決ではないことを理由として懲罰的損害賠償の部分の承認を全面的に拒否すべきであるとの立場[37]と、懲罰的損害賠償として言い渡された部分の一部承認の可能性を認める立場[38]がある。以下では承認論に焦点を絞って若干考察を加えてみたい。

(1)　すでにみたように、ドイツでも懲罰的損害賠償判決が民事判決であるか否かについては議論があるが、この議論はかなり錯綜している。すなわち、懲罰的損害賠償は加害者の悪意を要件とするから刑罰的要素が前面に出ておりドイツ法にとって異質である、という見解が消極説の代表的な立場であるが[39]、これに対してはアメリカ法にいう悪意はドイツ法上理解されているほど強烈なニュアンスは持たない、との指摘がある[40]。他方賠償金は私人に支払われてその使途は限定を受けないから民事判決である、という積極説の議論[41]に対しては、コロラド州がその一部を国家に支払うよう制度を改めた、との指摘[42]があり、かかる指摘に対しては、かえってこれによって懲罰的損害賠償の民事的性格が明らかになったとの反論[43]がある。さらにドイツでは慰謝料に満足的機能を認めているし、違約罰の制度もあるから懲罰的損害賠償は異質なものではない、との積極説の指摘[44]があるが、これに対しては当事者の合意に基づくものか国家

が一方的に課するかで違約罰と懲罰的損害賠償は決定的に異なる、との反論[45]がある。

これらのやりとりから懲罰的損害賠償の性格論は、要はポイントのおき方によって結論が変わりうる問題であると言え、懲罰的損害賠償制度の性格理解に関して確固たる立場を採るべく抽象的に議論することはともすれば水掛論になりかねないような印象を受ける。同様のことは日本においても同じであるように思われ、私個人は懲罰的損害賠償であっても承認の対象に取り込むべきであると考えている。というのは、多くの論者が認めるように懲罰的損害賠償には複数の機能がありうるが、とりわけ前掲バーゼル民事裁判所判決の事案のように侵害不当利得を返還させる手段として有用な場合にもこれを一律に承認の対象から外すのは不当な結論になる[46]。またアメリカでも塡補的賠償、懲罰的賠償、慰謝料の区別は必ずしも確定したものではなく、従って承認にあたっては言い渡された損害賠償がこれら三者のどれに分類されているかは余り意味を持たないとの指摘がある[47]。とすると前掲デュッセルドルフ判決と同様の事案で、慰謝料の趣旨の懲罰的損害賠償と塡補的損害賠償だけが請求され、慰謝料そのものは請求されないこともありうるが、かかる判決の承認が求められた場合、消極説によると塡補的損害賠償しか承認しないことになろう。しかしかりに類似の事案が国内事件として争われたならば疑う余地なく慰謝料が認められるであろうから、これとの均衡からして不当な結論になるからである。要するに懲罰的損害賠償判決といっても、製造物責任に関して天文学的な額の賠償を言い渡す判決もあれば我が国からみても妥当な目的のために穏当な額の賠償を命じる判決もあるのである。承認対象論のレベルで一律に承認可能性を否定することには賛成できない。

(2) そこで問題は民事訴訟法二〇〇条三号の公序要件の問題ということになる。前掲道垣内説[48]は、かりに懲罰的損害賠償判決を承認の対象と認めるとしても、その実質の刑事的性格から、また法例一一条三項の趣旨から、公序則発動の典型として懲罰的損害賠償判決の承認は拒否すべきであるとする。他方前掲小林説[49]は「個別的に懲罰的損害賠償の

性格や機能を考慮しながら、日本法の観点からみて真に忍びがたい過酷な結果をもたらす場合に」は制限が加えられ、「通常のわが国の事件の場合に訴訟費用の塡補や精神的損害賠償のために認められる金額よりは……多く認めてもよいのではない」かとする。

私の発想は小林説に似た発想であるといってよい。ただその際損害賠償の持つ機能たとえば弁護士費用塡補機能、慰謝料機能、不当利得返還請求権的機能等の有無を、懲罰的損害賠償のタイトル付きで言い渡された部分のみについて検討すれば足りるのかは考慮の余地がある。前述したように、アメリカでは塡補的損害賠償、懲罰的損害賠償、慰謝料の区別について争いが無いわけではない。また陪審は、原告に訴訟費用請求権が無いことを知っているので、懲罰的損害賠償が請求されていない場合でも我々の目には驚くべき額の賠償額を評決することがままある。[50] また訴訟戦術として我が国における承認可能性を広げるべく、あえて懲罰的損害賠償は請求せず、塡補的損害賠償一本だけで高額な賠償を請求することも十分考えられ、特に実損害算定が困難な人格権侵害、知的所有権侵害の場合にはこのような手段は有用であると思われる。つまり判決文中は塡補的損害賠償となっていてもそれを文字どおりに受け取ることはできず、塡補的損害賠償であるからといってそのまま承認することはできないこともありうるわけである。とするとこの問題は「懲罰的損害賠償判決の承認可能性」にとどまらず、アメリカ損害賠償判決が与えた性格付けにはとらわれず、この判決中日本に受け入れうる損害賠償は何か、どれくらいの賠償額が承認可能かというもっと大きい問題として考えなければならないことになる。ちなみに道垣内説[51]が「懲罰的損害賠償といっても、いくつかの州では慰謝料としてそれを認めているため、そのような場合には、その部分は承認・執行すべきであり、判決で用いられている名称にとらわれず、わが国の基準に照らして判断することが重要である」とするのは同趣旨のように思われるのだが、そうすると前掲の承認対象論の記述とは一貫しないように思われる。

(3) 右のような発想をとると、どの様な損害賠償が、どの程度まで許容範囲として承認されるかが次の問題となる。素直に考えれば、まず日本法の観点から受け入れ可能な損害賠償の機能（たとえば塡補的機能、訴訟費用塡補機能等）と受け入れられない機能（たとえば処罰的機能）を仕訳し、その次に受け入れ可能な機能を果たす損害賠償額のうちどの程度まで承認しうるかを検討することになろう。たとえば小林説はかかるスタンスをとる。しかし損害賠償がどの様な機能を果たしているのかは、陪審制度が前提になっている限り判別できないことも多かろうし、また仮に明らかになったとしてもかかる機能の仕訳作業はまま困難であろう。たとえば慰謝料が我が国でも受け入れ可能と思われる満足的機能と同時にまずは受け入れられないと考える処罰的機能を同時に果たしていることは十分考えられるが、この両者間に境界線を引くことは容易なことではない。

むしろ発想を転換し、日本からみておよそ考えも及ばない賠償額がいい渡されている場合には我が国に受け入れられない機能を果たす損害賠償が内包されていると推定し、よほどの特殊事情（たとえば非常に高額なものの侵害不当利得を理由とする返還請求を損害賠償が代替しなければならない場合）がない限り、一定限度を超える部分については承認しないとのいわば帰納的な扱いをすべきではないだろうか。その限度をどこに設定すべきかであるが、法例一一条三項は国際民事訴訟法のレベルでも無視はできないであろうこと、しかし他方外国判決をできるだけ尊重しなければならないという外国判決承認制度の趣旨が生かされるべきであること、また企業活動における予見可能性を確保するという要請もあること、保険制度の健全な機能の確保も必要であること、等の諸般の事情を考慮するならば、同種の国内事件に我が国の裁判所が言い渡すであろう賠償額の三倍程度が妥当なところではないだろうか。そしてこれを超える部分の承認を求める原告は、前述の事情が存在することを立証しなければならないことになる。無論どの程度の賠償額が言い渡されていれば我が国に受け入れられない機能を内包していると考えるべきか、受け入れ可能な賠償額はどの程度かについては判例が蓄積して、事案類型毎に承認限度が定額化していくことを私としては期待してお

り、いま述べたのは一つの試案にすぎない。

(4)　ところで、承認を求められた外国判決の一部だけを承認しうるということはドイツでは通説的立場を占めているといってよかろうが、我が国でも同様に一部承認は可能であるというべきである。それは当事者によっても主張されうるほか、職権によっても可能である。というのも外国判決の全部承認を求める当事者の主張には、一部承認の主張も予備的に含まれていると解しうるし、かりにまたこのように理解できないとしても、裁判官が全部承認は難しいと判断した場合、訴えが棄却されるか一部でも認容されるかは大きい差であるので、裁判官としては釈明権を行使して請求内容を変更するよう当事者に示唆することが求められよう。その際賠償額もある程度特定せざるをえないから結局職権で一部承認するのと実質上変わらないことになるからである。このように判決の一部承認というときも、(2)で前述したところからは、たとえばアメリカ判決が塡補的賠償と懲罰的賠償というタイトルを付した二つの部分からなる場合、前者の部分を承認する場合だけでなく、文字どおり判決全体の一部を承認することを想定している。

(5)　実質的再審査の禁止は現在の外国判決承認制度の大原則であるといってよい。我が国でもこれは基本的な原則として民事執行法二四条中に規定されている。問題は、判決中で言い渡された損害賠償の機能を考慮しつつ我が国の基本的原則に抵触しない範囲でのみこれを承認しようとする作業が、実質的再審査にあたらないかである。結論からいうと私は賠償額から推定するという上述の帰納的な作業は外国判決の当否を改めて吟味検討することにはならず、したがって実質的再審査にはあたらないと考えている。また、そもそも民訴法二〇〇条三号の公序に抵触するか否かの検討はともすれば実質的再審査と紙一重の関係にある。同一事件の手続きを新たにやり直すような極端な場合を除くと、どこまでが実質的再審査でどこからが「実質的再審査には当たらない」公序要件の検討なのかの線引きは容易で

はない。とすると決め手になるのはむしろ実質的再審査禁止原則の趣旨に合致した吟味検討であるか、という機能的な考察であろう。この禁止原則は外国判決をできるだけ尊重するという趣旨である。ところがこれを文字通りに受けとめ、オール・オア・ナッシング的発想で懲罰的賠償のタイトルつきの損害賠償の承認問題をとりあつかうならば、結果的に全面的承認拒否の事例が多くなり、かえって外国判決承認の間口を狭め、実質的再審査禁止原則に一層反する結果を招来することになろう。

【補説】

本稿は筆者が一九九一年一〇月からベルギー・ルーバン・カトリック大学で日本法集中講義を担当した折に、資料収集し執筆したものであるので、日本法の最新資料をすべて網羅することができず、渡辺惺之「懲罰的損害賠償を命じた米国判決の執行が公序に反するとされた事例」特許管理四一巻一三二一頁（一九九一年）と石黒一憲「ボーダーレス・エコノミーへの法的視座第四回アメリカの懲罰的損害賠償制度と〝国境〟」貿易と関税一九九一年一〇月号四〇頁、及び同氏の判例評釈・私法リマークス一九九二〈上〉一六七頁には帰国後接し得た。前者の立場は私見と近いように思われるが、後者の立場には賛成し難いものがある。論者のように懲罰的損害賠償における「主権行使」の性格をあまり強調し過ぎると、司法共助も拒否すべきであるということになってしまわないだろうか。もっともこの見解はいずれにせよ壮大な構想の下に今後さらに展開されるようであるからもう少し注目していたい。

（1）英米法辞典（一九九一）punitive damage の項。なお懲罰的損害賠償の紹介としては田中英夫＝竹内昭夫・法の実現における私人の役割一四〇頁（一九八七）、田中和夫「英米における懲罰的損害賠償」損害賠償責任の研究・我妻教授還暦記念論文集（中）八八五頁八一九五八）、小島武司「脚光を浴びる制裁的賠償」判例タイムズ二七八号六頁（一九七二）、Wグレイ

「アメリカ合衆国法における懲罰的損害賠償――現代の理論及び実務」アメリカ法一九七八年二号一七一頁、山口正久「米国の製造物責任訴訟と懲罰的損害賠償」NBL二八一号一三頁、二八三号四二頁（一九八三）、大羽宏一・米国の製造物責任と懲罰賠償一二六頁（一九八四）、樋口範雄「制裁的慰謝料論について」ジュリスト九一一号一九頁（一九八八）、落合誠一「懲罰的損害賠償（punitive damages）に関する責任保険てん補」成蹊法学二八号一九七頁（一九八八）など参照。英語文献としては Owen, Punitive Damages in Product Liability Litigation 74 Michigan Law Review 1257 (1976); Sales/Cole, Punitive Damages: A relic That has outlived Its Origins, 37 Vanderbilt Law Review 1117 (1984); Ellis, Jr., Fairness and Efficiency in the Law of Punitive Damages, 56 Southern California Law Review 1 (1982), Cooter, Economic Analysis of Punitive Damages, 56 Southern California Law Review 79 (1982).

(2) Hollmann, Auslandszustellung in US-amerikanischen Zivil -und Verwaltungssachen RIW (1982) 784,786; Wolki, Das Haager Zustellungsabkommen und die USA, RIW (1985) 530, 533.

(3) OLG Munchen, 9.5.1989, NJW (1989) 3102ff.

(4) Greger, NJW aaO. Anmerkung; Sturner/Stadler, Zustellung von "punitive damage" -Klagen an deutsche Beklagte nach dem Haager Zustellungubereinkommen ?, IPRax (1990) 157, 160.

(5) Greger, aaO.

(6) Hollmann, aaO.

(7) これは、一九七六年来アメリカ、ヴァージニア州で係属中の特許権侵害を理由とする訴訟（原告、被告ともアメリカ会社）のために、ハーグ証拠収集条約に基づきバイエルン法務省に対し、証人尋問が依頼されると共に、二つのドイツ会社が保有する大量の書類を両アメリカ会社の弁護士が調べてコピーできるよう、これらのドイツ会社に対する書証開示のための司法共助依頼がなされた、という事案であった。バイエルン法務省は証人尋問はしたが、書証開示については司法共助を拒否した。そこでこれらの処分が争われたわけである。

書証開示に関する一九八〇年一〇月三一日決定（RIW/AWD, 1981, 555）は、書証開示の司法共助拒否は違法ではないとした。すなわち証拠収集条約二三条は書証のプリ・トライアル・デイスカヴァリーの司法共助を拒否しうる旨を規定しており、ドイツはやや制限付きながらこの拒否宣言をしている（同条約施行法一四条二項）ので、本件の拒否処分はこれらの規定にしたがった適法なものである、しかもプリ・トライアル・デイスカヴァリーはドイツ法上許されない模索的証明（Ausforschungsbeweis）として実体的、手続的公序に触れる、としたのである。他方証人尋問に関しては一九八〇年一一

月二七日決定（aaO. 555）が、証人尋問をしたことは適法であるとした。すなわちドイツ法上も証人尋問は許されており、証人尋問は証拠収集条約九条に基づきドイツ裁判官によって行われ、その際アメリカは条約八条の宣言をしているからアメリカの裁判官が立ち会っており、また証人には証言拒否権が与えられている（ドイツ民訴法三八三条一項六号、三八四条三号）といった理由からである。このように書証開示のための司法共助は拒否しうるが証人尋問は可能であるとすると、証言拒否権を有しない証人が司法共助を利用できない書証の内容に関して尋問されるような場合はどうなるのかという疑問が提起される。プリ・トライアル・ディスカヴァリーをめぐるドイツの議論についてはとりあえず以下の文献を参照されたい。Beckmann, Das Haager Beweisubereinkommen und seine Bedeutung fur die Pre-Trial-Discovery, IPRax (1990) 201, 203.; Von Hulsen, Kanadische und Europaische Reaktionen auf die US "pre-trial discovery", RIW (1982) 537, 544ff.; Martens, Erfahrungen mit Rechtshilfeersuchen aus den USA nach dem Haager Beweisaufnahme-Übereinkommen, RIW (1981) 725,; Schlosser, Internationale Rechtshilfe und rechtstaatlicher Schutz von Beweispersonen, ZZP (1981) 369; Stiefel, "Discovery"-Problem und Erfahrungen im Deutsch-Ameikanischen Rechtshilfeverkehr, RIW/AWD (1979) 509, Junker, Discovery im deutschen-amerikanischen Rechtsverkehr (1987); シュロッサー（河野訳）「国際的な事案解明と証拠収集」法政研究五八巻一号一二七頁（一九九一）。

（8）なおドイツ判決のアメリカにおける承認可能性については'Fritz, Die Anerkennung und Vollstreckung bundesdeutscher Urteile in den Vereinigten Staaten unter den "Foreign Country Money Judgemnt Recognition Acts"（1988）参照。その書評としてSchutze, RIW (1989) 412; Ebke, ZZP (1989) 491ff.

（9）Gleiss, Die Gefahren des US-Antitrustrechts fur europaische Unternehmen, AWD (1969) 499, 502.

（10）Hoechst, Zur Versicherbarkeit von punitive damages, VersR (1983) 13, 16f.

（11）Schutze, Die Anerkennung und Vollstreckbarerklarung US-amerikanischer Schadensersatzurteile in Produthaftungssachen in der Bundesrepblik Deutschland,FS Nagel (1987) 392ff.

（12）Martiny, Handbuch des internationalen Zivilverfahrensrechts Bd. Ⅲ/1 (1984) Rdnr. 507. S.236. この見解は後で触れる。

（13）Ebenroth, Neuere Entwicklung im deutschen internationalen Gesellschaftsrecht, JZ (1988) 27.

（14）この見解も後で触れる。

（15）Drolshammer/Scharer, Die Verletzung des materiellen ordre public als Verweigerungsgrund bei der Vollstreckung eines US-amerikanischen "punitive damages-Urteils", Schweizerische Juristen-Zeitung (1986) 82. Jg. 309ff. Bezirkspra-

sidium Sargan の一九八二年一〇月一日判決である。

(16) aaO. 317.

(17) aaO. 318.

(18) Landgerichts Berlin, RIW (1989) 988ff.

(19) Zekoll, Zur Vollstreckbarkeit eines US-amerikanischen Schadensurteils, RIW (1990) 302ff.; 当該判決が一部承認を否定したことに対して同様の批判的立場をとるものとして Ackmann, Buchbesprechung von Zoller ZPO 16 Auf. (1990), ZZP (1991) 503.

(20) Graf von Westphalen, "Punitive Damages" in US-amerikanischen Produkhaftungsklagen und der Vorbehalt des Art. 12 EBGBG, RIW (1981) 141ff.

(21) 以下の七判決である。Roginsky v. Richardson-Merell. Inc , 378 f.2d 832 (1967); Toole v. Richardson-Merell. Inc., 60 Cal Rptr. 398 (1967); Gillham v. The Admiral Corporation, 523 F 2d 102 (1975); Rınker v. Ford Motor Company, CCH-Rptr. No.214; Maxev v. Freightliner Corporation, CCH-Rptr.No.8316; Wangen v. Ford Motor Company, CCH-Rptr. No.8703; Sturm, Ruger & Co., Inc., v. Day, CCH-Rptr. No.8532.

(22) ドイツ民法における慰謝料の満足的機能については、吉村良一「戦後西ドイツにおける慰謝料本質論の展開——満足機能論を中心として」民商法雑誌七六巻五四六頁、六七二頁（一九七七）参照。

(23) Von Hulsen, Produkthaftpflicht USA 1981, RIW/AWD (1982) S.9

(24) Stiefel/Sturner, Die Vollstreckbarkeit US-amerikanischer Schadensersatzurteıle exessiver Hohe, VersR (1987) 829ff.

(25) Martiny, Handbuch des Internationalen Zivilverfahrensrechts Bd. Ⅲ/1 Rdnr. 504 ——より明確には Martıny, Recognition and Enforcement of Foreign Money Judgements in the Federal Republic of Germany, American J of Com. L. (1987) 721, 748.

(26) aaO. Rdnr 1046.

(27) aaO. Rdnr 1111.

(28) Bohmer, Spannungen im deutsch-amerıkanischen Rechtsverkehr ın Zıvilsachen, NJW (1990) 3049, 3051.

(29) Siehr, Zur Anerkennung und Vollstreckung auslandischer Verurteilungen zu "punitive damages", RIW (1991) 705ff.

(30) Zoller/Geımer, ZPO, §328 Rdnr. 169. 15. Auf., 16 Auf

(31) ZivG Basel-Stadt 1.2. 1989, Basler Juristische Mitteilungen (1991) 31ff.; BG, 12.7. 1990, BGE 116 II 376ff.
(32) Siehr, aaO.
(33) OLG Dusseldorf, 28.5. 1991, RIW (1991) 594ff.
(34) Vorpeil, Schiedsspruch uber Punitive Damages, RIW (1991) 597ff
(35) 藤田泰弘「「渉外民事事件の実務と問題点」自由と正義三一巻一一号二二頁（一九八〇）、落合前掲(2)二二〇頁が承認消極説を表明していた程度である。
(36) 判例時報一三七六号七九頁（一九九一）。
(37) 道垣内正人「アメリカの懲罰的損害賠償判決の日本における執行」民事手続法学の革新（三ケ月章先生古希祝賀）上巻二五頁（一九九一）；同「アメリカの損害賠償判決について、懲罰的賠償の部分の日本での執行を認めなかった事例」判例評論三九一号四〇頁（一九九一）。
(38) 小林秀之「懲罰的損害賠償と外国判決の承認執行」ＮＢＬ四七三号六頁、四七七号二〇頁（一九九一）。
(39) Schutze, aaO. (11).
(40) Siehr, aaO. (29) S.706.
(41) Stiefel/Sturner, aaO. (24) S.837; Siehr, aaO. S.708.
(42) Peterson, United States Supreme Court on the Constitutionary of Punitive Damages, IPRax (1990) S.189f.
(43) Sturner/Stadler aaO. (4) S.160.
(44) Graf von Westphalen, aaO. (20) S. 147f.
(45) Drolshammer/Scharer, aaO. (15) S.315.
(46) 英米における不当利得法が大陸法のそれほど網羅的でないことにつき、とりあえず松坂佐一「英米法における不当利得」（一九七六）参照。
(47) Stiefel/Sturner, aaO. (24) S.843.
(48) 前掲(37)判例評論二〇六頁。
(49) 前掲(37)二四頁。
(50) Von Hulsen, aaO. (23).
(51) 前掲(37)三ケ月古希記念所収論文四三六頁。